

# 暫定再任用制度の概要

## 1 趣 旨

令和3年6月に地方公務員法の一部が改正され、道においても、法改正の趣旨を踏まえ、定年年齢の段階的引上げ期間中の定年退職者については、雇用と年金との接続により60歳代前半の生活を支えけるとともに、本格的な高齢社会を迎え、公務部門においても、高齢職員の長年培った能力・経験を発揮することができる体制整備を図る必要があることから、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力のある職員を最長65歳まであらためて再任用することができる「暫定再任用制度」を導入しています。

## 2 経 緯

再任用制度の導入を図るため、平成11年7月に地方公務員法等の一部が改正され、道においても、円滑な制度導入に向け、平成13年4月に「北海道職員等の再任用に関する条例」を制定し、平成14年4月から制度の運用を開始し、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられた平成25年度以降は、国における閣議決定の趣旨を踏まえ、道においても雇用と年金の接続を図るための当面の措置として、これまでの再任用の制度を活用した運用を行っていました。

定年年齢の引上げにより、これまでの再任用制度は廃止しましたが、定年の段階的な引き上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、これまでと同様の暫定的な再任用制度を新設したところです。

## 3 制度の概要

給料月額、期末・勤勉手当の支給月数等は令和7年4月現在のものであり、給与改定によって変わる場合があります。

### 対 象 者

- (1) 定年退職者
- (2) 勤務延長後退職者
- (3) 令和5年3月31日以前に勸奨・自己都合退職等をした者のうち、25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（旧定年年齢に達している場合に限る。）
- (4) 令和5年4月1日以降に勸奨・自己都合退職等をした者のうち、25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（新定年年齢に達している場合に限る。）
- (5) (3)又は(4)に該当する者として再任用又は暫定再任用をされたことがある者（(3)又は(4)に掲げる者を除く）

### 任 用 形 態

「フルタイム勤務」と「短時間(1/2)勤務(以下「短時間勤務」という。)」の2つの勤務形態を設定しています。

無年金期間において本人がフルタイムを希望する場合、フルタイム勤務を原則とします。

ただし、学校種別や学校規模、職、教科、当該職員の意向などを勘案し、短時間勤務となることがあります。

## 任用方法

従前の勤務実績や勤務意欲、健康状態等により選考を行います。

なお、暫定再任用を更新する場合についても、その都度、同様の方法により選考を行います。

## 任用期間

1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

## 任用上限年齢

65 歳まで（資料 1 参照）

ただし、職員間の均衡を考慮して年度当初から満額年金の支給を受けることができる場合は、原則として暫定再任用は行いません（更新も同様）。

## 職務内容

- (1) 原則、職員が退職前に得た知識や経験を活かすことのできる職などとし、定年前の職員と同様の業務に従事します。なお、短時間勤務の職員については、学級担任等は困難と考えています。
- (2) 職種の変更は原則行いません。ただし、学科や欠員の状況、当該職員の意向などを勘案して、定年退職した校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭を校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、実習助手（道立学校のみ）として任用することがあります。

## 配置先

- (1) 道立学校職員は全道一円を、小中学校職員は退職時の所属校の属する管内を基本とします。
- (2) 職場の状況、職員の知識や経験、希望等を考慮しつつ、定数管理の状況に応じて決定します。

## 勤務時間

| 勤務形態    | 勤務時間                                                | 1 日の勤務時間                          | 週休日                       |
|---------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| フルタイム勤務 | 定年前の職員と同様<br>（1 週間当たり 38 時間 45 分）                   | 原則 1 日 7 時間 45 分                  | 定年前の職員と同様                 |
| 短時間勤務   | 定年前の職員の 2 分の 1 に<br>相当する時間（1 週間当たり<br>19 時間 22.5 分） | 7 時間 45 分、4 時間又は 3 時<br>間 45 分を基本 | 4 週間に 8 日以上 の 週休日<br>を定める |

## 休暇

### (1) 年次有給休暇

- ① 退職後、継続して暫定再任用される場合においては、その年の 12 月末までは、退職前の残日数が継続されます。
- ② 退職した翌年以後の毎年 1 月 1 日に新たに付与される日数は、次のとおりです。
  - ア フルタイム勤務の職員：1 暦年 20 日
  - イ 短時間勤務の職員（勤務形態が 2 分の 1 かつ不斉一型の場合）

| 1 年間の所定労働日  | 付与日数(1 暦年) | 参考                                                 |
|-------------|------------|----------------------------------------------------|
| 217 日以上     | 20 日       | フルタイム勤務の場合又は週 5 日勤務の場合                             |
| 169 日～216 日 | 15 日       | 週 4 日勤務の場合                                         |
| 121 日～168 日 | 11 日       | 週 3 日勤務の場合及び 7 時間 45 分勤務で土日のほか 4 週に 10 日の週休日を定める場合 |
| 73 日～120 日  | 10 日       |                                                    |

※ 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とします。ただし、割り振られている勤務時間の全てを勤務しない場合は、割り振られている勤務時間に関わらず、1日の年次有給休暇を取得したものとして取り扱われます。

③ 繰越しについては、前年に新たに付与された日数が上限となります。

(2) 特別休暇

① フルタイム勤務、短時間勤務の職員を問わず、基本的に定年前の職員に準じます。

② 再任用及び暫定再任用としての勤務期間は、リフレッシュ休暇の勤続年数に換算しません。

服 務

(1) 地方公務員法で定められている服務に関する規定は、定年前の職員と同様に適用されます。

信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業への従事等の制限（※）など

（※）短時間勤務の職員については、「定年前再任用短時間勤務職員に関する服務上の取扱いについて」（令和5年（2023年）3月31日付け教職第2752号総務政策局総務課長及び教職員局教職員課働き方改革担当課長通知）で示している「定年前再任用短時間勤務職員に係る兼職兼業許可等の審査基準」に基づき審査します（市町村立学校職員の場合は、市町村の定めによる。）。

(2) 道立学校職員の場合、北海道職員の公務員倫理に関する条例、北海道立学校管理規則、北海道立学校職員服務規程等についても、定年前の職員と同様に適用されます（市町村立学校職員の場合は、市町村の定めによる。）。

給 料

(1) 給料表は、北海道学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の定めるところによります。

(2) 暫定再任用職員に係る職名及び職務の級の適用は、次のとおりです。

(3) 短時間勤務の職員については、フルタイム勤務の職員の給料月額を基礎として、2分の1の給料月額となります。

(4) 昇格・昇給はしません。

〔職務の級の格付け及び給料月額〕

| 給 料 表             | 行政職給料表            | 教育職給料表<br>(中・小)   |                            |                    |                           |
|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------|
| 職 名               | 事務主任(小中)          | 校 長               | 副 校 長<br>教 頭<br>(7,500円含む) | 主 幹 教 諭            | 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 |
| 職 務 の 級<br>(給料月額) | 3 級<br>(260,000円) | 4 級<br>(411,900円) | 3 級<br>(337,500円)          | 特2 級<br>(303,400円) | 2 級<br>(276,000円)         |

| 給 料 表             | 教育職給料表<br>(高校)    |                            |                    |                           |                        |
|-------------------|-------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------|------------------------|
| 職 名               | 校 長               | 副 校 長<br>教 頭<br>(7,700円含む) | 主 幹 教 諭            | 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 | 実 習 助 手<br>寄 宿 舎 指 導 員 |
| 職 務 の 級<br>(給料月額) | 4 級<br>(421,900円) | 3 級<br>(344,300円)          | 特2 級<br>(308,200円) | 2 級<br>(279,100円)         | 1 級<br>(238,500円)      |

※ 令和7年4月1日現在

※ 暫定再任用職員の収入計算例については、資料2 参照

**諸 手 当**

## (1) 支給する手当

管理職手当、給料の調整額、地域手当、住居手当、通勤手当（※）、単身赴任手当（※）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当

（※）定年前の職員と同様に、支給要件を満たす場合は、特急列車・高速道路利用料金分に係る通勤手当及び単身赴任手当が支給されます。

〔期末手当・勤勉手当の支給月数〕（勤勉手当は成績区分が「良好（C）の場合」）

| 支 給 月   | 6 月    | 1 2 月  | 計     |
|---------|--------|--------|-------|
| 期 末 手 当 | 0.7月   | 0.7月   | 1.4月  |
| 勤 勉 手 当 | 0.495月 | 0.495月 | 0.99月 |
| 計       | 1.195月 | 1.195月 | 2.39月 |

※ 令和7年4月1日現在

## (2) 支給しない手当

初任給調整手当、扶養手当、退職手当

**福 利 ・ 厚 生**

## (1) フルタイム勤務の職員

## ① 共済制度

ア 引き続き共済組合員となり、短期給付及び長期給付が適用されます。

イ 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止となります。

## ② 住居（公宅）

ア 道立学校職員 入居できます。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

## ③ 定期健康診断

ア 道立学校職員 定年前の職員と同様に健康診断を受診します。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

## ④ 人間ドック等

定年前の職員と同様に人間ドック等を受診することができます。

## ⑤ 保健体育・文化事業等

ア すべての事業に参加できます。

イ 宿泊施設利用の助成を受けることができます。

## ⑥ 貸付

共済組合の特別貸付及び高額医療貸付を借りることができます。ただし、任用期間内での完済が必要です。

## ⑦ 教職員互助会

特別会員として加入できます（現行どおり）。

## ⑧ 雇用保険

被保険者となります。

## (2) 短時間勤務の職員

## ① 共済制度

ア 共済組合には加入できません。

イ 老齢厚生年金の受給開始年齢に達した日の属する月の翌月分から老齢厚生年金（給料比例部分）が支給されます。

ウ 共済組合の任意継続組合員、国民健康保険の被保険者のいずれかとなります。

② 住居（公宅）

ア 道立学校職員 「教育長が必要と認めるもの」は入居できます。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

③ 定期健康診断

ア 道立学校職員 定年前の職員と同様に健康診断を受診します。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

④ 人間ドック等

公立学校共済組合の組合員以外は、人間ドック等を受診することができません。任意継続組合員の場合は、当該年度に任意継続組合員歴が 12 ヶ月を超えた場合に、任意継続組合員人間ドックを受診することができます。

⑤ 保健体育・文化事業等

ア 道教委主催事業に参加できます。また、任意継続組合員は共済主催事業にも参加できます。

イ 宿泊施設利用の助成は受けられません。ただし、任意継続組合員は助成を受けられます。

⑥ 貸付

共済組合の貸付は、借りることができません。

⑦ 教職員互助会

特別会員として加入できます（現行どおり）。

⑧ 雇用保険

加入できません。

## 4 資料

## ＜資料１＞暫定再任用期間

| 生年月日 \ 年度               | R3                                            | R4        | R5        | R6        | R7        | R8        | R9        | R10       | R11  | R12 |
|-------------------------|-----------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----|
| 昭和36.4.2～<br>昭和37.4.1 生 | 60歳<br>定年                                     | 再任用       | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |           |           |      |     |
|                         |                                               | 無年金       |           |           |           |           | 年金支給      |           |      |     |
| 昭和37.4.2～<br>昭和38.4.1 生 |                                               | 60歳<br>定年 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |           |      |     |
|                         |                                               |           | 無年金       |           |           |           |           | 年金支給      |      |     |
| 昭和38.4.2～<br>昭和39.4.1 生 | 令和5年3月31日以前に<br>勸奨・自己都合退職等<br>(旧定年年齢に達している場合) |           |           | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |      |     |
|                         |                                               |           |           | 無年金       |           |           |           |           | 年金支給 |     |
|                         |                                               |           | 61歳<br>定年 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |           |      |     |
| 昭和39.4.2～<br>昭和40.4.1 生 | 令和5年3月31日以前に<br>勸奨・自己都合退職等<br>(旧定年年齢に達している場合) |           |           | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |      |     |
|                         |                                               |           |           | 無年金       |           |           |           |           | 年金支給 |     |
|                         |                                               |           |           |           | 62歳<br>定年 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |      |     |
| 昭和40.4.2～<br>昭和41.4.1 生 | 令和5年3月31日以前に<br>勸奨・自己都合退職等<br>(旧定年年齢に達している場合) |           |           | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |      |     |
|                         |                                               |           |           | 無年金       |           |           |           |           | 年金支給 |     |
|                         |                                               |           |           |           |           | 63歳<br>定年 | 暫定<br>再任用 | 暫定<br>再任用 |      |     |
|                         |                                               |           |           |           |           |           | 無年金       |           |      |     |

※ 給与と年金の合計額51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止となります。

## ＜資料２＞暫定再任用職員の収入計算例

## ① 行政職

事務主任（小中）に格付けされた場合：行政職給料表３級（給料月額：260,000円）

|                                          | フルタイム勤務                             | 短時間勤務（１／２勤務）           |
|------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 月 収                                      | (給料)                                | (給料)                   |
| 給料年額<br>(×12月)                           | 260,000円<br>3,120,000円              | 130,000円<br>1,560,000円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 5/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>652,470円               | (期末・勤勉手当)<br>326,234円  |
| 年 収                                      | 3,772,470円                          | 1,886,234円             |
| 年 金 支 給                                  | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止 | 65歳に達した日の翌月分から全額支給     |
| 総 額                                      | 3,772,470円                          | 1,886,234円＋年金支給額       |

※ 勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

教育職（中・小）

※ いずれも勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

ア 校長に格付けされた場合：教育職給料表（中・小）4級（給料月額：411,900円）

|                                           | フルタイム勤務                                     |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                     | (給料+教員特別手当+管理職手当)<br>480,500円<br>5,766,000円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 15/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>1,132,106円                     |
| 年 収                                       | 6,898,106円                                  |
| 年 金 支 給                                   | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         |
| 総 額                                       | 6,898,106円                                  |

※ 役付暫定再任用（校長、副校長、教頭）の勤務形態は、「フルタイム勤務」のみです。

イ 教頭に格付けされた場合：教育職給料表（中・小）3級（給料月額：330,000円）

|                                           | フルタイム勤務                                     |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                     | (給料+教員特別手当+管理職手当)<br>385,000円<br>4,620,000円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 15/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>887,286円                       |
| 年 収                                       | 5,507,286円                                  |
| 年 金 支 給                                   | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         |
| 総 額                                       | 5,507,286円                                  |

※ 役付暫定再任用（校長、副校長、教頭）の勤務形態は、「フルタイム勤務」のみです。

ウ 教諭に格付けされた場合：教育職給料表（中・小）2級（給料月額：276,000円）

|                                           | フルタイム勤務                                     | 短時間勤務（1／2勤務）                                |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                     | (給料+教職調整額+教員特別手当)<br>290,840円<br>3,490,080円 | (給料+教職調整額+教員特別手当)<br>145,420円<br>1,745,040円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 10/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>754,626円                       | (期末・勤勉手当)<br>377,312円                       |
| 年 収                                       | 4,244,706円                                  | 2,122,352円                                  |
| 年 金 支 給                                   | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         | 65歳に達した日の翌月分から全額支給                          |
| 総 額                                       | 4,244,706円                                  | 2,122,352円+年金支給額                            |

教育職（高校）

※ いずれも勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

ア 校長に格付けされた場合：教育職給料表（高）４級（給料月額：421,900円）

|                                           | フルタイム勤務                                     |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                     | (給料+教員特別手当+管理職手当)<br>492,000円<br>5,904,000円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 15/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>1,159,590円                     |
| 年 収                                       | 7,063,590円                                  |
| 年 金 支 給                                   | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         |
| 総 額                                       | 7,063,590円                                  |

※ 役付暫定再任用（校長、副校長、教頭）の勤務形態は、「フルタイム勤務」のみです。

イ 教頭に格付けされた場合：教育職給料表（高）３級（給料月額：336,600円）

|                                          | フルタイム勤務                                     |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                    | (給料+教員特別手当+管理職手当)<br>392,600円<br>4,711,200円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 10/100、<br>年間支給月数2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>905,164円                       |
| 年 収                                      | 5,616,364円                                  |
| 年 金 支 給                                  | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         |
| 総 額                                      | 5,616,364円                                  |

※ 役付暫定再任用（校長、副校長、教頭）の勤務形態は、「フルタイム勤務」のみです。

ウ 教諭に格付けされた場合：教育職給料表（高）２級（給料月額：279,100円）

|                                           | フルタイム勤務                                     | 短時間勤務（１／２勤務）                                |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 月 収<br>給料年額<br>(×12月)                     | (給料+教職調整額+教員特別手当)<br>294,064円<br>3,528,768円 | (給料+教職調整額+教員特別手当)<br>147,032円<br>1,764,384円 |
| 期末・勤勉手当<br>(役職加算 10/100、<br>年間支給月数 2.39月) | (期末・勤勉手当)<br>763,102円                       | (期末・勤勉手当)<br>381,550円                       |
| 年 収                                       | 4,291,870円                                  | 2,145,934円                                  |
| 年 金 支 給                                   | 給与と年金の合計額が51万円を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止         | 65歳に達した日の翌月分から全額支給                          |
| 総 額                                       | 4,291,870円                                  | 2,145,934円+年金支給額                            |



### ＜資料 3＞ 暫定再任用制度に係る休暇等一覧

| 区 分       |            | 定 年 前 の 常 勤 職 員                                                                                                                                                                                    | 暫 定 再 任 用 職 員                                                                                                                                                                                                                   |   |
|-----------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 年次有給休暇    |            | 年20日（前年に残日数があれば、当該残日数を加算した日）<br>ただし、2月以降の新規採用者については、採用月に<br>応じ2日～18日の範囲で別に定められている。                                                                                                                 | フルタイム勤務職員<br>～常勤職員と同様<br>短時間勤務職員<br>～下記算定方法により得られた日数<br>齊一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務<br>日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同<br>一であるもの）以外の職員<br>155時間×（その者の1週間当たりの勤務時<br>間数÷38.75時間）÷7.75時間<br>※ 労働基準法第39条の規定により付与<br>すべきものとされている日数を下回る場<br>合は、同条の規定による日数 |   |
| 病気休暇      |            | 必要最小限の期間                                                                                                                                                                                           | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
| 特 別       | 公民権行使休暇    | 必要と認められる期間                                                                                                                                                                                         | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         | 有 |
|           | 官公署出頭休暇    | 必要と認められる期間                                                                                                                                                                                         | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 骨髄移植等休暇    | 必要と認められる期間                                                                                                                                                                                         | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | ボランティア休暇   | 1年につき5日以内                                                                                                                                                                                          | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 結婚休暇       | 7日以内                                                                                                                                                                                               | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 出生サポート休暇   | 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相<br>当であると認められる場合<br>1年につき5日以内<br>（人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合<br>10日以内）                                                                                                          | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 妊娠障害休暇     | つわり等の障害により勤務が困難な場合<br>14日以内                                                                                                                                                                        | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 産前休暇       | 産前 8週間<br>（多胎妊娠の場合 14週間）                                                                                                                                                                           | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 産後休暇       | 産後 8週間                                                                                                                                                                                             | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 育児休暇       | 生後満2年に達しない生児を育てる場合<br>1日2回合わせて2時間以内                                                                                                                                                                | 常勤職員と同様<br>（短時間勤務職員にあつては、1日の勤務時間が<br>4時間以下の勤務日においては1日1回30分、<br>1日の勤務時間が4時間を超える勤務日におい<br>ては1日2回合わせて1時間以内）                                                                                                                        |   |
| 休 暇       | 健康管理休暇     | 1回3日以内で必要な期間                                                                                                                                                                                       | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         | 給 |
|           | 配偶者出産休暇    | 3日以内                                                                                                                                                                                               | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 育児参加休暇     | 配偶者の出産の8週間前から出産の日以後1年を<br>経過する日までの間で、出産に係る子又は小学校<br>就学の始期に達するまでの子を養育している場合<br>上記期間のうち5日                                                                                                            | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 子育て支援休暇    | 養育する中学校就学の終期に達するまでの子1人につ<br>き年5日以内<br>（対象となる子が3人以上の場合 15日以内）                                                                                                                                       | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 短期介護休暇     | 特定要介護者（※1）の世話（通院付添等）をす<br>る場合<br>1年につき5日以内<br>（特定要介護者が2人以上いる場合 10日以内）                                                                                                                              | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 忌引休暇       | 死亡した者の続柄に応じ、1日～7日                                                                                                                                                                                  | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 法要祭日休暇     | 実・養父母 1日                                                                                                                                                                                           | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | 夏季休暇       | 夏季（6月から10月までの間）において5日以内                                                                                                                                                                            | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
|           | リフレッシュ休暇   | 勤続30年表彰を受けた者 3日以内<br>勤続20年に達した者 2日以内                                                                                                                                                               | 退職後の暫定再任用であるため、対象としない。                                                                                                                                                                                                          |   |
|           | 住居滅失休暇     | 7日の範囲内の期間                                                                                                                                                                                          | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
| 災害事故休暇    | 必要と認められる期間 | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                 |   |
| 災害時退勤休暇   | 必要と認められる期間 | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                 |   |
| 職務専念義務の免除 |            | ・研修を受ける場合<br>・職員の厚生計画への参加の場合<br>・道の特別職として事務を行う場合<br>・兼職として国家公務員の職に従事<br>・地位を兼ねる団体等の役職員の事務に従事<br>・国等からの委嘱による講演等の場合<br>・職務上の目的での講習会等への参加<br>・職務上必要な競争試験等の受験<br>・その他人事委員会が特に認めた場合                     | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
| 子育て部分休暇   |            | 次に掲げる子を養育し、勤務時間の一部を勤務し<br>ないことが相当であると認められる場合、1日につ<br>き、2時間を超えない範囲内<br>ア 6歳に達する日後の最初の4月1日から12<br>歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<br>にある子<br>イ 障害のある子で、12歳に達する日後の最初<br>の4月1日から18歳に達する日以後の最初の<br>3月31日までの間にあるもの | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         | 無 |
| 介護休暇      |            | 要介護者（※2）の介護をする場合<br>通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（3<br>回まで分割可）内において必要と認められる期間                                                                                                                              | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |
| 介護時間      |            | 特定要介護者（※1）の介護をする場合<br>連続する3年の期間内において、1日を通じ2時間の<br>範囲内（30分単位、始業時から又は終業時までの連<br>続した時間）                                                                                                               | 常勤職員と同様                                                                                                                                                                                                                         |   |

※1 特定要介護者とは、要介護者のうち、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

※2 要介護者とは、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。

①配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹

②本人と同居する、本人又は配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

## <資料 4> 暫定再任用制度に係る福利厚生関係一覧

| 区 分                                        |                                          |                         | 定年前の常勤職員                                                         | 暫定再任用職員（フルタイム）         | 暫定再任用職員（短時間）                             |
|--------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------|
| 医 療 保 険 制 度                                |                                          |                         | 共済組合                                                             | 共済組合                   | 共済組合の任意継続組合員（２年以内）又は国民健康保険を選択する          |
| 健<br>断<br>診<br>※                           | 定期健康診断                                   | 第 1 次 健 康 診 断           | 聴力、結核、血圧、血液、尿、心電図、胃、大腸ガンなどの検査を受ける。                               | 常勤職員と同じ                | 常勤職員と同じ                                  |
|                                            | 健康診断※                                    | 第 2 次 健 康 診 断<br>(精密検査) | 第 1 次健康診断の結果、精密検査が必要と認められた職員が対象。ただし、血液の検査料は本人負担（文書料は道費負担）。       | 常勤職員と同じ                | 常勤職員と同じ                                  |
| 康<br>診<br>断                                | 特 別 健 康 診 断 ※                            |                         | 特定業務に携わる職員が対象                                                    | 常勤職員と同じ                | 常勤職員と同じ                                  |
|                                            | 人 間 ド ッ ク                                |                         | ３５歳以上の希望する組合員が対象                                                 | 常勤職員と同じ                | 任意継続組合員の期間が１２ヶ月を超える者は対象                  |
|                                            | 脳            ド            ッ            ク |                         | ４０歳以上の希望する組合員が対象                                                 | 常勤職員と同じ                | 検診を受けることができない                            |
|                                            | 配 偶 者 人 間 ド ッ ク                          |                         | ３５歳以上の希望する組合員の被扶養配偶者が対象                                          | 常勤職員と同じ                | 任意継続組合員の期間が１２ヶ月を超える組合員の被扶養配偶者は対象         |
|                                            | 婦 人 が ん 検 診                              |                         | 年齢制限なく希望する組合員及び組合員の被扶養配偶者が対象（乳がん・子宮がん）                           | 常勤職員と同じ                | 検診を受けることができない                            |
| 保 健 体 育 事 業                                |                                          |                         | 道教委及び共済組合主催のすべての事業に参加できる。                                        | 常勤職員と同じ                | 共済主催事業は任意継続組合員資格のある職員が対象                 |
| 福            利            相            談   |                                          |                         | 組合員の年金、その他照会・相談等に応じる。                                            | 常勤職員と同じ                | 常勤職員と同じ                                  |
| 退 職 準 備 セ ミ ナ ー                            |                                          |                         | 退職準備型セミナーに参加できる。                                                 | 常勤職員と同じ                | 共済組合員資格がないので、対象にならない。                    |
| 財            形            貯            蓄   |                                          |                         | 一般財形・年金財形・住宅財形それぞれ１契約まで、給与及び６月、１２月手当で積立。新規加入は年２回。金額変更は年１回。解約は随時。 | 定年前の契約継続のみ対象。新規加入はできない | 暫定再任用職員（フルタイム）と同じ                        |
| 児            童            手            当   |                                          |                         | 中学校修了前の児童を扶養する職員が支給対象で、道教委が認定して支給する。                             | 常勤職員と同じ                | 児童手当法施行令に掲げる「公務員」に該当しないことから、市町村が認定し支給する。 |
| 公            宅            入            居 ※ |                                          |                         | 採用、異動時に確保する。                                                     | 常勤職員と同じ                | 教育長が必要と認めるもの                             |
| 共<br>済<br>事<br>業                           | 給                                        |                         |                                                                  |                        |                                          |

※市町村立学校職員は、市町村の定めによる

|             |            |            |            |
|-------------|------------|------------|------------|
| 教 職 員 互 助 会 | 会 員 （一般会員） | 会 員 （特別会員） | 会 員 （特別会員） |
|-------------|------------|------------|------------|